



頼れる人が、 身近にいてくれたなら。

市民後見人 ～「成年後見制度」を支える町民のチカラ～



令和4年度 市民後見人養成講座の様子

市民後見人養成講座がスタートしました

～市民後見人に対する期待が高まっています～

令和4年度の市民後見人養成講座が、10月6日から始まりました。小山町から3人の受講者が参加しています。3か月間、市民後見人として必要な基礎知識を学びます。受講生の方々は、「今までに培った経験を地域のために活かしたい。」「関心のあった成年後見制度について知識を深めたい。」等、意欲ある方々です。

1日目は、開講式、古谷礼子氏(社会福祉士)による『市民後見概論』、内海雅秀氏(弁護士)による『成年後見制度概論』等の講義がありました。

* 市民後見人とは・・・ 専門的な資格は持たないものの、「成年後見制度」に関する一定の知識を身につけた一般市民のことを指します。

トピックス

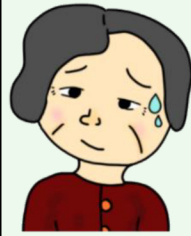
- ✓ 物語で学ぶ「権利擁護」連載第2回 …… P2・P3
- ✓ 日常生活自立支援事業と成年後見制度 …… P4



～ 前回までのあらすじ ～ (場面1, 場面2)

山子さんは認知症が進行し、必要以上に食品を買い込んだりキャッシュカードの暗証番号が分からずお金をおろせないため、手元に現金がなく困っている。勧められるまま屋根の修理契約をしそうになり、ケアマネージャーが直前で阻止した。

山子さんは判断能力が低下しており、生活のさまざまな場面で困りごとが生じている。山子さんの希望「長男とずっとこの家で暮らしたい」を叶えるためには、「山子さんが判断をすることのお手伝い」が必要と考えたケアマネージャーは、権利擁護支援センターに相談した。



認知症があり、一人でいろいろなことを決めることが難しくなっても、「私のことは私が決めたい」

登場人物

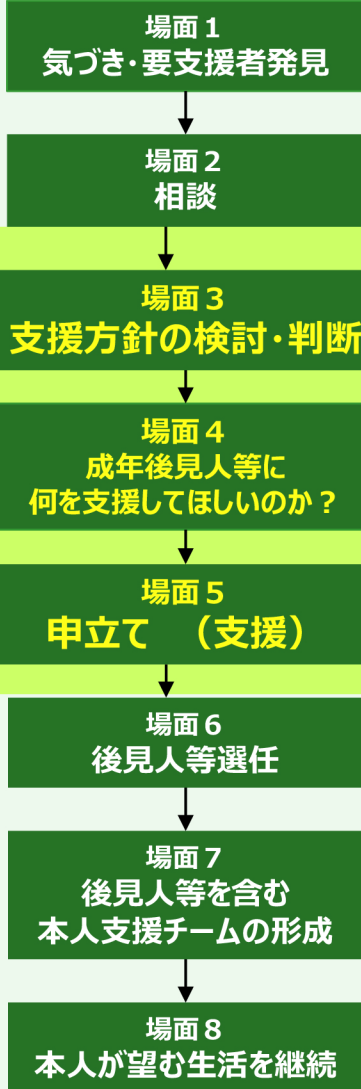
本人： 富士 山子さん (80代・認知症・要介護2)
夫は数年前に死去し、一人息子と2人暮らし。
「夫が建ててくれたこの自宅で、息子と一緒に暮らしたい」が口ぐせ。
息子： 持病があり無職



●「生活に必要な支払いが一人ではできない」
●「消費者被害には二度と遭いたくない」
●「自分が死んだあと、長男がこの家に住めるようにしておきたい」



「自分のことは自分で決める」を実現する流れ



場面3 支援方針の検討・判断

山子さん、ケアマネージャー、権利擁護支援センターの職員等で話し合い、山子さんの希望や困りごとを解決するための支援方針について検討した。権利擁護支援センター職員では判断できない法律的な問題については、法律専門職からアドバイスを受けた。
日常生活自立支援事業 (P4 参照) と成年後見制度を検討した結果、自宅の維持を含む財産管理や、消費者被害等権利侵害からの回復、再度被害に遭った場合の契約取り消し等のためには、「**成年後見制度**」が適当と判断した。

場面4 成年後見人等に何を支援してほしいのか? (参考1)

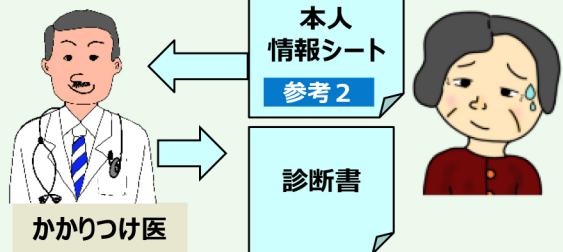
山子さんの希望を聞き、どんな支援をしてもらいたいのか、検討した。

- 「生活に必要な支払いが一人ではできないので、手伝ってほしい」
→ 預金の管理、公共料金等を代わりに支払う、生活費を定期的に届け、きめ細かな見守りを行う。
- 「消費者被害に遭わないようにしてほしい」
→ 契約が必要な時や高額の買い物をする時には、一緒に聞いて考える。
すでに被害に遭っているものについて回収する。被害に遭った場合は、取り消しをする。
- 「自分が死んだあと、長男がこの家に住み続けられるようにしてほしい」
→ 自宅の名義を長男に変更する。
固定資産税の支払いや修繕など、自宅を維持していくために必要な手続きや支払いを代わりに行う。

場面5 申立て (支援)

- かかりつけ医に「成年後見制度の申立て」を検討していることを伝え、ケアマネージャーが作成した「本人情報シート (参考2)」を持参し、診断書の作成を依頼した。
- 消費者被害の防止や実際に被害に遭った場合の対応、持ち家の維持管理を考え、法律専門職を候補者 (参考3) として本人申立てを行うことになった。
- 本人だけで申立てをすることが難しいため、法律専門職に申立書類作成を依頼した。 (参考4)

成年後見制度申立て



(参考1) 後見人等は何をしてくれませんか?

- 本人にあった生活やお金の使い方を一緒に考えます。
- 通帳の保管や必要な支払いをします。
- 必要な福祉サービスを選んだり、年金を受け取るために必要な手続きを行います。
- 定期的な訪問や見守りをします。
- 悪徳商法にだまされたり、必要の無いものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合は、その契約を取り消すことができる場合があります。

(参考2) 本人情報シートとはどのようなものですか?

医師が、診断書の作成をする際の参考資料として活用されるものです。本人の身近にいる介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや権利擁護支援センターの職員等が作成します。(作成は無料です。)

* 本人情報シートは、必ず必要ではありませんが、医師に本人の生活状況等を客観的に伝えることで本人に適した後見人等が選任されることに繋がります。



(参考3) 後見人等はどうやって選ばれるのですか?

- 基本的には、家庭裁判所が、専門職後見人 (弁護士・司法書士・社会福祉士等)、市民後見人、親族後見人から、本人に最も適した後見人等を選任します。
- 申立ての際に、後見人等になって欲しい人を候補者として記載することも出来ます。ただし後見人等を決めるのは家庭裁判所なので、希望した人が選任されるとは限りません。

(参考4) 申立ては誰が出来ますか?

- 本人・配偶者・四親等以内の親族です。
(その他に市町村長が申立てをすることも出来ます。)
本人や家族が申立てする場合には、権利擁護支援センターがお手伝いします。
- 申立ては、弁護士や司法書士等に依頼することも出来ます。(有料)

成年後見制度について詳しく知りたい方は、厚生労働省のホームページ (<https://guardianship.mhlw.go.jp/>) 右のQRコードからご覧ください。



「おやま権利擁護通信」は、市民後見人養成講座修了生の協力を得て編集しています。



次号に続く……

いつまでも自分らしく、生活するために ～日常生活自立支援事業と成年後見制度～

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない人が、地域で安心してその人らしい生活を送れるように、その人の権利を守り、支援するための制度があります。本人の判断能力の程度や必要な支援の内容によってその人に適した制度が利用できます。

判断能力あり



●日常生活自立支援事業

判断能力が多少低下していても、日常的な生活を送るための支援があれば、まだまだ住み慣れた地域で自立した生活が送れる人

判断能力なし



●成年後見制度(法定後見)

判断能力が著しく低下していたり、不動産の売却や福祉施設の入所契約など、日常的な生活援助の範囲を超えた支援を必要とする人

日常生活自立支援事業

制度

成年後見制度(法定後見)

日常的な生活援助の範囲内での支援

内容

財産管理や身上保護(本人が安心して暮らすために必要な手続き)に関する法律行為全般

- 福祉サービスの利用手続きの援助
- 契約手続きの援助
- 日常生活上の必要資金の出入れ、各種支払いなど
- 通帳や実印の預かり

具体例

- 施設への入退所契約、入院契約など
- 不動産の売却
- 消費者被害の取消し

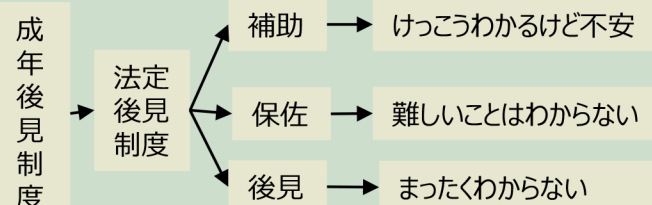
次のいずれにも当てはまる人

- ① 日常生活に不安のある認知症、知的障がい、精神障がいなどがある人で、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人
- ② 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している人

※判断能力が全くない人は対象外

対象者

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な人又は判断能力が全くない人



社会福祉協議会への相談
(本人、家族、関係機関から)

利用の開始

家庭裁判所へ申立て

本人負担は、サービス利用料 1回 1,000円
(生活保護世帯は無料)
書類預かりサービスは実費

利用中の費用

本人の財産から報酬を支払う
(金額については、家庭裁判所が決定)

それぞれの制度で
できること・できないこと



- ・・・できること
- △・・・手続き支援のみ
- ×・・・できないこと

日常生活自立支援事業	内容	成年後見制度
○	日常生活の金銭管理 年金の受領の確認 通帳や銀行印の保管	
△	福祉サービスの利用契約 病院入退院契約 施設の入退所契約 消費者被害の取消	○
×	不動産の処分や管理 遺産分割 医療行為の同意 身元保証人 婚姻・離婚・養子縁組	×